

江東区健康スポーツ公社情報ツイッター運用要領

平 25 年 6 月 13 日

公益財団法人江東区健康スポーツ公社

(目的)

第 1 条 本要領は、公益財団法人江東区健康スポーツ公社（以下、「公社」という。）関連情報 Twitter アカウント（以下、「公社ツイッター」という。）をスポーツ行事等における区民等への情報提供媒体として運用するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおり定めるところによる。

- (1) ツイッター インターネット上で 140 字以内の短い文章を、不特定のインターネット利用者に公開できる手段をいう。
- (2) 公社ツイッター 公社が設置・運用する公式ツイッターをいう。
- (3) アカウント ツイッターを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (4) ツイート ツイッターに記事を投稿する行為及び投稿された記事をいう。
- (5) フォロー 他のユーザーのツイートを常に自分が受信できるように、アカウントを登録することをいう。
- (6) リプライ ツイッターを使っているユーザーからのツイートに返信することをいう。
- (7) リツイート ツイッターを使っているユーザーが投稿した文章を引用して発信することをいう。

(運用主体)

第 3 条 公社ツイッターの運営主体は公社とし、アカウントの管理及びツイートの発信は公社が行う。

2 公社ツイッターのアカウントは、以下のとおりとする。

- | | |
|-----------------|----------------|
| (1) 江東区健康センター | koto_kc |
| (2) 江東区スポーツ会館 | koto_supokan |
| (3) 深川スポーツセンター | fukagawa_sc |
| (4) 亀戸スポーツセンター | kameido_sc |
| (5) 有明スポーツセンター | ariake_sc |
| (6) 東砂スポーツセンター | higashisuna_sc |
| (7) 深川北スポーツセンター | fukakita_sc |

(運用主体等の明示)

第 4 条 この要領で定められているアカウントの運営主体、発信内容及び発信方法について、公社ツイッターのプロフィール欄に明示する。

(アカウント運用者の明示)

第 5 条 なりすましによる誤情報の流布を防止するため、運営主体として公社ツイッターのアカウント名を公社ホームページに明示し、周知する。

(掲載内容)

第 6 条 公社ツイッターでは、以下の情報を掲載することとする。

- (1) 公社が主催するスポーツ行事に関する開催又は中止等の判断

(2) その他公社が適当と認める情報

(フォロー、リプライ及びリツイートの制限)

第7条 公社ツイッターでは情報配信のみを行うものとし、他アカウントのフォロー、リプライ及びリツイートは原則として行わないものとする。

ただし、政府機関、東京都、江東区、地方公共団体等の発信する公益性の高いツイートであり、かつ公社が必要と認めるものはこの限りではない。

(運用要領の変更)

第8条 本要領は必要に応じて変更するものとし、その場合は変更の旨とその内容を、公社ツイッター又は公社ホームページに明示し、周知する。

(その他)

第9条 その他、本要領の実施について必要な事項は、公社が別に定める。

付 則

本要領は、平成25年7月1日から施行する。